

令和3年度

社会福祉法人 加賀市社会福祉協議会

事業計画



基本方針

世界的規模で感染拡大している新型コロナウイルスが、社会経済にも甚大な被害を及ぼしている。感染拡大警報発出でステイホームが長引き、人との交流がなくなっている。基本である密閉、密集、密接の3つの密を回避するため、高齢者では外出も減り健康な状態から要介護へと移行する段階（フレイル）の人が見受けられる。

同様に、観光客の激減に伴い生活困窮に陥り、生活福祉資金コロナ特例貸付が増加の一途をたどり、前年度対比60倍を超え、相談が絶えない状況である。収束の兆しが見えない中、今までできていた活動の復活が急務である。

中でも、身近な活動である民生委員・児童委員、福祉協力員を中心とした地域見守り支えあいネットワークがある。訪問活動ではマスク着用、手洗い・手指消毒を徹底し、無理のない活動の展開を推進します。会議やサロンなど集まる場合は、細心の注意を図り安心安全を確保しながら呼びかけます。

今まで経験したことない状況の中、使命とし謳う「地域福祉を推進する団体として、誰もが安心して暮らせる地域福祉社会を目指すこと」を念頭に、関係機関との連携・協働のもと進めます。

使命・経営理念

加賀市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、誰もが安心して暮らせる地域福祉社会を目指すことを使命とし、次の経営理念に基づき活動します。

1. 私たちの使命は地域福祉の推進、それは“誰もがみんな、生涯にわたり、自分の家や地域で、安心して自立した生活が送れるようにする” こと
1. 私たちの信条、それは “汗と涙の数だけ、福祉の花が咲く” を体現すること
1. 私たち職員、それは “ハートフルなプロ” であること

重点目標

*下線部分は新規事業

1. 会務

(1) 会議

- ① 理事会（5月、6月、9月、12月、3月）
- ② 評議員会（6月、9月、12月、3月）
- ③ 正副会長会議（随時）
- ④ 評議員選任・解任委員会（随時）
- ⑤ 監事会（5月）
- ⑥ 地域福祉部会（5月、7月、9月、11月、1月、3月）
- ⑦ 児童部会（随時）
- ⑧ 事業経営委員会（随時）

(2) 自主財源の安定確保

- ① 寄附金、会員の募集
 - ・ ささえあい寄付金
 - ・ 一般会費 1世帯 150円
 - ・ 賛助会費 1口1,000円
- ② 財政基盤の整備
 - ・ 共同募金委員会との連携
 - ・ 民間福祉財団等の助成金活用

2. 自主事業の実施

(1) 地区社会福祉協議会への活動支援

- ① 地区社会福祉協議会活動助成
- ② 福祉協力員の設置並びに活動助成
- ③ ふれあい食事会開催助成
- ④ 地区社協活動の紹介
- ⑤ 地域見守り支えあいネットワークの実施

(2) 広報活動

- ① 普及啓発事業「あいあい」の発行（年間4回発行）
- ② ホームページ・ブログによる情報発信（随時）

(3) 車イス利用者移動支援事業「おでかけ号」の運行

- ① 福祉有償運送事業認可取得での事業展開（運転手付き）
 - ・ おでかけ2号（ハイエースワゴン・日本財団寄贈）
 - ・ おでかけ8号（アトレー・24時間テレビ寄贈）
 - ・ おでかけ7号（ハイエースワゴン・中外製薬寄贈）
- ② レンタカー事業者としての事業展開（家族運転）
 - ・ おでかけ5号（ライフ・石川県信用金庫協会寄贈）
 - ・ おでかけ6号（キューブ・金沢信用金庫寄贈）

(4) 住民参加型在宅福祉サービス「いきいきサービス事業」の実施

- ① 互助的要素を持った家事援助等の有償サービス
- ② 利用会員、協力会員の募集

(5) 児童センター合同行事の検討

- ① 自然と遊ぼう
- ② 体の不自由な人との交流会（ふれあいフレンドリーマッチ）
- ③ リンゴお届け交流事業
- ④ 旗源平交流会

(6) マイクロバスの運行

(7) 企業等の社会貢献活動の促進

3. 就労継続支援B型 アットワーク

アットワークは障がいのある方が人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己表現で
きるよう支援することを目的とする。

(1) 重点目標

- ① 利用者を増やす
 - イ. 就労科目を明確にする
 - ロ. 目標をたて工賃増額を図る
 - ハ. 情報誌を発行し広報する
- ② オリジナル商品の開発販売促進
 - イ. 野菜加工品（カット野菜、漬物など）
 - ロ. プチスイーツ

(2) 就労科目

- ① 農作物の栽培、販売
- ② マッサージ
- ③ 点訳・音訳
- ④ 清掃作業
- ⑤ 内職（マスク制作、漆器関連作業など）

(3) 利用対象者 仕事を希望する身体・知的・精神の各障がい者、難病患者

（事前に加賀市ふれあい福祉課へ利用申請が必要となります）

4. 障がい者地域活動支援センターやまなか運営事業

障がいのある方が家に閉じこもることなく、自分の趣味や特技を活かした活動等
の交流を通じて、生きがいを見出せるような楽しいひと時を過ごすことができる場
とする。

(1) 重点目標

- ① 利用者を増やす
- ② 活動メニューの検討

(2) 提供するサービス

- ① 各種教室（健康、手芸、料理教室など）
- ② 地域との交流事業
- ③ 相談事業

(3) 利用対象者 身体・知的・精神の各障がいのある方、難病患者
(事前に加賀市ふれあい福祉課へ利用申請が必要となります)

5. 山中総合福祉センターの管理運営

(1) 地域拠点として魅力ある施設となるような創意工夫

① 1階ロビーの活用

- イ. 喫茶ゆざや珈琲の営業
- ロ. 高齢者サロンしゃくなげ（毎月10日、20日、30日）
- ハ. ヘルストロン、マッサージチェアの利用
- ニ. 福祉SHOP（わんこ）の営業
- ホ. アットワーク野菜の販売
- ヘ. まちかどピアノ（ゆざやのピアノ）の設置

② 2階会議室、3階ホールの活用

(2) ゆざや管理運営事業の移管

昨年度まで加賀市指定管理事業であった1階和室部分ゆざやの管理を、老人福祉センター一体としての効率的な管理運営を図ることを目的に譲渡移管された。

(3) 老人福祉センター利用勧奨

6. かが成年後見センター「ほっこり」の運営（市委託事業含む）

認知症高齢者並びに知的障がい者、精神障がい者の中で、判断能力が不十分で日常生活に支障をきたしている人たちを、地域として護り支えていくことを理念に掲げ、相談・支援を総合的に取組みます。

- (1) 会議の開催
 - ① 運営委員会（年3回）
 - ② 受任委員会（随時）
- (2) 相談支援窓口の設置
- (3) 法人による後見人等の受任
- (4) 人材の育成・活用
 - ① 成年後見制度等の研修会の開催
 - ② 生活支援員の登録・活動
- (5) 啓発・宣伝
- (6) ネットワークづくり
 - ① 弁護士、司法書士など関係機関との連携
 - ② 困難ケース検討会等の開催

7. ボランティアセンターの運営

- (1) ボランティア保険の加入促進
 - ① ボランティア活動保険
 - ② ボランティア行事用保険
- (2) みんなでやさしいまちづくり教室の実施
- (3) ボランティア情報の発信
 - ① ぼらんていあだよりの発行
 - ② ホームページでの情報発信
- (4) ボランティア協力校育成事業
- (5) ボランティアグループ活動支援
- (6) ジュニアボランティア体験事業
- (7) ボランティア紹介

- ・ボランティア活動希望者やボランティアの支援希望者からの相談援助並びに調整紹介

(8) 災害ボランティア支援

- ・災害ボランティア研修会の開催
- ・加賀青年会議所との連携

8. 受託事業の実施

(1) 高齢者生活支援事業

①地域おたっしゅサークル（介護予防型、サロン型、支援型）

- ・地区又は町内単位ごとにお茶等を飲みながら交流できる場所の設置を呼びかけ支援する。

②地域見守り支えあいネットワーク事業

- ・地区ごとに事業説明会（座談会）を開催

③介護支援ボランティア事業（高齢者ボランティアポイント制度）

(2) ふれあい福祉活動事業

①市民福祉大会

②高齢者、障がい者作品余技展（かがりび作品展）

③ボランティア活動普及宣伝事業

④戦没者慰霊式

(3) 障がい者社会参加事業

①点字、声の広報等発行事業

②障がい者スポーツ（レクリエーション）大会

③福祉機器リサイクル事業

(4) 加賀市市民会館管理運営事業

(5) 生活困窮者自立支援事業

①自立相談支援事業

- ・生活に困っている方が生活保護に陥ることなく、早い段階で自立した生活に戻れるよう、専門性を有する支援員が相談に応じ、その人の抱える様々な問題に対応した支援へつなげる。

②家計改善支援事業

- ・家計に課題を抱える生活に困っている方の相談に応じ、生活再生に向けた意欲を引き出すとともに、相談者自身の家計管理する力を高める支援を行う。

(6)生活福祉資金貸付事業（県社協委託事業）

- ① 新型コロナウイルス特例貸付
- ② 総合支援資金
- ③ 緊急小口資金

(7)福祉サービス利用支援事業（県社協委託事業）

9. 各福祉施設、福祉団体との連携強化

- (1)各福祉施設との連携強化
- (2)福祉団体との連携及び効率的事業展開

10. 物品貸出事業

(1)介護器材

- ・車イス（軽量型、はね上げ式、スレンダー式（幅狭））

(2)ボランティア機器

- ・白杖、ユニバーサル絵本、点字器、アイマスク、高齢者擬似体験セットなど

(3)イベント器材

- ・綿菓子機、ポップコーン機、かき氷機、アクリルボード

(4)レクリエーション機器

- ・バグジー、フライングディスク、わなげ、スカットボール、玉入れなど

1 1. 指定管理者制度に基づく施設管理

(1) 老人福祉センター管理運営事業（大聖寺、山代、片山津）

指定期間更新 令和3年4月1日～令和8年3月31日

(2) 児童センター管理運営事業（大聖寺、山代、片山津、動橋、作見、山中）

指定期間更新 令和3年4月1日～令和8年3月31日

1 2. 共同募金運動の協力

(1) 共同募金助成金の案内

(2) パートナーズフォーラム・ワンコインプレゼンテーションの開催

(3) 募金百貨店プロジェクト

年間通して登録企業の募集と寄付つき商品の紹介

(4) 赤い羽根共同募金運動

10月1日～12月31日の期間、戸別募金、職域募金、街頭募金、歳末募金等

(5) 共同募金運動、歳末たすけあい募金運動の啓発宣伝と実績報告